

議案第 3 5 号

京丹後市食品加工支援センターの指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市食品加工支援センターの指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市食品加工支援センター	京丹後市網野町網野 3 8 5 番地 の 1	公益財団法人丹後地域地場産業 振興センター 京丹後市網野町網野 3 6 7 番地	令和 4 年 9 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、京丹後市食品加工支援センターの管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 4 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第35号 京丹後市食品加工支援センターの指定管理者の指定 について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()
------------	---	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 京丹後市食品加工支援センターは、本市の豊富で多彩な農林水産物の高付加価値化に資する加工食品の開発に取り組む事業者の育成及び新商品の開発並びにその製造を支援し、もって地域のかせぐ力を創造することを目的に設置するもので、令和4年4月以降速やかに工事を行い、令和4年9月1日から供用開始する予定である。 指定の期間は令和9年3月31日までの4年7箇月とし、地方自治法第244条の2第3項の規定により「(公財)丹後地域地場産業振興センター」を指定管理者に指定するため、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)				
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
<<政策等の必要性>> 条例の設置目的を達成するため、農林水産物の加工に関する相談、食品加工に関する衛生管理及び技術指導等の事業者育成、新たな加工商品の開発及び製造に関する支援を実施する必要がある。 (公財)丹後地域地場産業振興センターは、将来にわたる市内事業者のスタートアップや成長支援など継続的な伴走支援を安定的に行うことが可能であること、ふるさと納税をはじめECサイトでの販売システム・ノウハウが確立されていることなどから、公平・公正で合理的かつ効率的な運営が可能であるとして、指定管理者とするものである。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> (公財)丹後地域地場産業振興センターは、新商品・新技術開発事業や販売支援業務にすでに取り組んでいるため、施設の稼働にあたって必要となる技術指導や研修の実施、商品の製造から販売までの一貫した支援体制の確立に期待ができる。 また、指定管理業務で余剰金が発生した場合は、2分の1以上の額を積み立てて管理し、施設修繕費に活用いただく予定である。				
<<提案に至るまでの経緯>> R3.12.23 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の募集は非公募で一者選定と決定 R4. 2. 8 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として「(公財)丹後地域地場産業振興センター」を選定	<<総合計画等の整合>>				
	総合計画 計画項目	1	地域の雇用・経済を担う商工業の振興		
	○その他の計画(該当する場合のみ)				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
<<政策等の実施時期>> 指定管理期間は、令和4年9月1日から令和9年3月31日までの4年7箇月とする。	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)		
	商工観光部	商工振興課	有 ・ 無		

採点集計表【京丹後市食品加工支援センター】

議案第35号 資料

選定基準	個別配点	×3人	審査項目	配点 (満点)	(公財)丹後地域地場産業振興センター		失格点	
					得点	得点率		
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	30	100.0%	9未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	50	150	運営の基準、サービス提供内容への取組み	18	14	94	62.7%	45未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	96	65			
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	12	9			
			利用者等の要望の把握	6	6			
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	0			
施設の効率的な運用が図られるものであること。	25	75	収支計画の妥当性	42	30	45	60.0%	23未満
			収支改善策	18	12			
			利益の処分方法	15	3			
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	15	45	経営理念の健全性	3	3	39	86.7%	14未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	18	12			
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12			
			団体による本事業への支援体制	3	3			
			事務・会計処理の能力	3	3			
			従業員研修・教育の妥当性	3	3			
			雇用効果	3	3			
計【配点100×3人=300】				300	208	69.3%	180未満	

※施設所管部署(管理職3人)で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。